

国立大学法人静岡大学
ネーミングライツ事業ガイドライン

令和8年4月

1. はじめに
2. 対象施設等
3. 命名権料
4. 契約期間
5. 命名権者選定の手続き
6. 事業募集の方法
7. 応募資格
8. 愛称等の付与の条件
9. 審査項目及び審査ポイント
10. 契約の締結・更新
11. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担
12. 命名権者の特典
13. サイン等について
14. 契約の解除
15. リスクの分散
16. ネーミングライツ事業実施の流れ

参考

- ・ネーミングライツ事業契約書（ひな型）

1. はじめに

国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）は、令和3年10月に、事業者等が本学の施設等に愛称を設定することで当該施設等の知名度向上を図るとともに、企業等との連携機会拡大の端緒とすることを目的として、ネーミングライツ事業を導入しました。本事業の趣旨にご賛同いただける事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。）を募集しています。このガイドラインは、本学のネーミングライツ事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。

【ネーミングライツとは】

本学との契約により、事業者等に本学の施設等の愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）を付与するものです。事業者等は、学内外での認知度向上が期待でき、本学は、命名権を付与された事業者等（以下「命名権者」という。）から得た対価（以下「命名権料」という。）を教育研究環境の向上に活用することができます。

【命名権者について】

命名権者は、本学との契約により本学所有の施設等に愛称を付与できます。また、命名権を取得した施設等に、愛称等のサインを設置できます。

【ネーミングライツの種類について】

本学のネーミングライツ事業には、次の2種類があります。

- ・「施設特定型」：本学が指定する施設等について、命名権者を募集するもの
- ・「提案募集型」：事業者等から命名権取得を希望する施設等の提案を募集するもの

2. 対象施設等

対象となる施設等は、本学が所有する施設、スペースその他の財産とします。

ただし一部、対象外の施設があります。

対象施設等は、当該施設等を管理する部局と協議の上、決定します。

「施設特定型」における公募対象施設等は、当該施設等を管理する部局等からの依頼に基づき、国立大学法人静岡大学ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）で決定します。

3. 命名権料

命名権料は、施設等の特性、広さ等、その他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに決定するものとします。

命名権者は、年度ごと、指定期日までに本学に命名権料を納入いただきます。

なお、事業が年度途中で開始・終了する年度の納入額は、原則として、月割りで算出した額となります。

4. 契約期間

契約期間は、原則3年以上5年以下とし、個別の契約ごとに定めます。ただし、契約満了3か月前までに申し出ること、優先的に契約更新の協議をすることができます。

5. 命名権者選定の手続き

審査委員会において、応募資格、応募の趣旨、愛称等案、命名権料、契約期間等を総合的に考慮した上で審査し、命名権者を決定するものとします。

6. 事業募集の方法

命名権者の募集は、原則として公募によるものとします。

(1) 施設特定型

対象施設の管理部局等からの依頼に基づき、審査委員会の審議を経て、対象施設ごとに定める募集要項により実施します。

- ① 対象施設の募集要項を大学ウェブサイトで公表
- ② 事業者等からの申込書の提出
- ③ 審査委員会で命名権者を決定
- ④ 契約締結
- ⑤ 事業者等によるサインの設置
- ⑥ 契約期間の開始

(2) 提案募集型

事業者等が、希望する施設を選び、愛称案や命名権料とともに大学へ提案できる方法です。

- ① 提案前の事前相談の受付
- ② 事業者等からの提案
- ③ 対象施設の管理部局にて提案内容について検討・確認
- ④ 事業者等からの申込書の提出
- ⑤ 審査委員会にて命名権者採用の可否を決定
- ⑥ 契約締結
- ⑦ 事業者等によるサインの設置
- ⑧ 契約期間の開始

7. 応募資格

次のいずれかに該当する事業者等は、ネーミングライツ事業に応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは特殊結社団体等又はそれらと密接な関係を有するもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体をいう。以下同じ。）
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと学長が認めるもの

8. 愛称等の付与の条件

(1) 愛称等は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

大学の施設等にふさわしい愛称等として、以下に該当するものは使用できません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ④ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ⑤ 政治団体の宣伝に関するもの
- ⑥ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- ⑦ 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- ⑧ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑨ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- ⑪ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- ⑫ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑬ たばこの広告や喫煙を促すもの
- ⑭ 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ⑮ 社会問題の主義及び主張に関するもの
- ⑯ 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
- ⑰ その他表記する愛称として適当でないと認められるもの。

(2) 本学の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとし、本学は必要に応じて愛称ではなく、従来の施設等の名称を使用します。

(3) 愛称等は本学で審査の上、決定します。

(4) 本学から愛称等の変更を求める場合があります。

(5) 混乱を避けるため、(4)の場合を除き、原則として、契約期間中の愛称等の変更はできません。

9. 審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに、審査委員会において、資格要件、選定基準（応募の趣旨、愛称等、命名権料、契約期間）等を総合的に判断し選考します。応募者が1者のみの場合であっても、命名権者としてふさわしいかどうかを判断します。また、いずれの応募についても不採用とする場合があります。

審査項目		要件、基準等
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格を満たしているか ・過去の重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか ・経営基盤が安定しているか
選定基準	愛称等（デザインを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員に受け入れられる案となっているか ・施設のイメージを損なうおそれがないか ・本学が定める整備計画に照らし不整合な点はないか
	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨にかなっているか
	命名権料	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的な観点から高額であるほど高評価とする
	契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・期間設定は適切か
	施設等の知名度や魅力向上※	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の知名度向上に資する提案か ・施設の付帯設備の更新など、施設等の魅力向上に資する提案か
	その他※	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、研究等における本学との連携、本学への支援など、アピールできるポイントがあるか。
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	

※施設等の特性、管理部局の事情を踏まえ、必要に応じ設定

※提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式）
- ② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ サイン等のデザイン及び配置が確認できる書類
- ⑧ その他本学が必要と認める書類

※④⑥は正本1部ご提出ください。

10. 契約の締結・更新

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等とネーミングライツの契約を締結します。なお、当該施設等の契約更新に際して、命名権の付与期間（契約期間）終了の3ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、優先して協議を行います。

11. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 愛称のサイン、案内看板等の設置、変更、維持管理及び命名権付与期間終了後の現状回復に必要な費用は、命名権者の負担となります。(命名権料とは別に負担願います。)
- ② 愛称の使用開始日において、愛称のサイン、案内看板等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ③ 契約締結後に作成する本学パンフレット、公式ウェブサイト等への掲載の費用は、本学が負担します。
- ④ 愛称のサイン、案内看板等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべて命名権者の負担とします。

12. 命名権者の特典

命名権者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等に愛称のサイン、案内看板等を設置できます。なお、愛称のサイン、案内看板等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、愛称を積極的に使用します。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。(広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。)
- ③ 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等を使用して契約期間内の年2回までイベントを実施することができます。実施できるイベントは、大学施設内で行うイベントに相応しいものとし、実施にあたっては本学と協議が必要です。(年2回の使用を確約するものではありません。また、その施設の特性によりイベントにご使用いただけない施設もあります。)
- ④ 命名権者は、本学の命名権者であることをPRすることができます。
- ⑤ 命名権の付与期間（契約期間）終了の3ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、当該施設等の契約更新に際して優先して協議を行います。
- ⑥ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

13. サイン等について

ネーミングライツによるサイン等の設置については、募集要項で定めるもののほか、原則として次のように定めます。

- ① 設置に当たっては、対象施設等を管理する部局等と協議の上決定します。
- ② 安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう、確実に固定等を行うこととします。
- ③ 建物の特定の空間（例：ホール 講義室 エントランス ピロティ 等）の追加制限として、建物全体や他の空間と合わせた範囲がネーミングライツ事業の範囲と認知されないようにすることとします。

- ④ 試験等を行う際には、一時的にサイン等を隠すことがあります。
- ⑤ 対象施設等にショーケース、マガジンラック等の設置を認める場合がありますが、設置に当たっては、避難経路の妨げ等にならないよう、確実に転倒防止等の措置を取ることとします。
- ⑥ 建物外壁へのサイン等の設置は、各自治体の定める屋外広告物条例などの規制の対象となる場合があります。この場合、本学との協議の上、各自治体への設置申請等が必要となります。
- ⑦ 上記の範囲内であっても、対象施設等を管理する部局及び審査委員会において、対象施設等の特性や、学生及び教職員に受け入れられるか、対象施設等にふさわしいものとなっているか等の観点からサイン等の設置について判断することになります。

14. 契約の解除

本学及び命名権者は、契約相手方が、次のいずれかに該当するとき、契約を解除することができることとします。

この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、原則として既納の命名権料は返還しません。

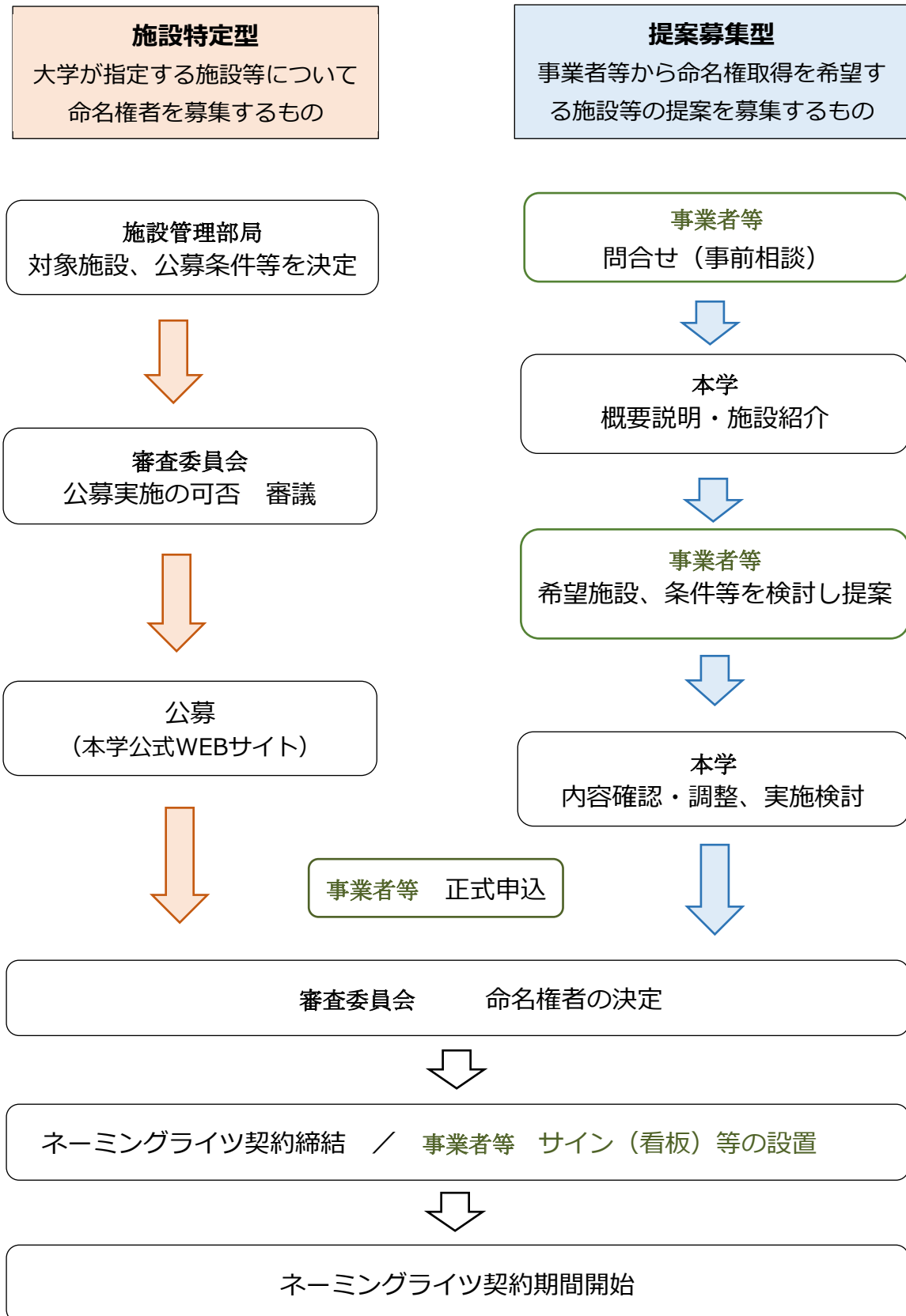
- ① 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- ② 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- ③ 契約に定める条項に違反したとき。
- ④ 法令、本学の規則等に違反し、かつ、本学からの是正の勧告に速やかに従わないとき。
- ⑤ 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ⑥ ネーミングライツ事業への応募資格を満たさなくなったとき。
- ⑦ ネーミングライツ事業の継続が困難となったことを理由として本学に契約解除を申し出たとき。
- ⑧ その他本学が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

15. リスクの分散

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

16. ネーミングライツ事業実施の流れ

ネーミングライツ事業実施（命名権付与に向けた）フロー図



ネーミングライツ事業契約書（ひな形）

国立大学法人静岡大学（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設等に乙が愛称を命名する権利（以下「命名権」という。）に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲の定める国立大学法人静岡大学ネーミングライツ事業規則に基づき、甲が乙へ付与する命名権に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（命名権の付与）

第2条 甲は、乙に対して、甲が所有する以下の施設等の命名権を付与する。

対象施設等：●●●●●●●●●●●●●●●●●●

（愛称）

第3条 乙が命名する対象施設等の愛称（以下「愛称」という。）は以下のとおりとする。ただし、甲は、対象施設等の名称を変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく従来 of 施設等の名称を使用することができる。

愛称：「●●●●●●●●」

2 甲は、前項の愛称を積極的に使用する。

3 乙は、契約期間中、愛称を変更することはできない。ただし、甲又は乙が、愛称の変更を特に必要と認めるときは、甲乙協議の上、決定する。

（契約期間）

第4条 本契約の契約期間は、●●年●●月●●日から●●年●●月●●日までとする。

2 愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

（契約期間の更新）

第5条 乙は、本契約の更新を希望するときは、契約期間満了の3ヶ月前までに、その旨を甲に書面で通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受領したときは、乙との間で本契約の更新について協議するものとする。

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合は、本契約は契約期間の満了日をもって終了する。

（命名権料）

第6条 本契約に基づく命名権料は、年額●●●●●●円（うち消費税及び地方消費税額●●●●●●円）とする。

2 乙は、前項に定める命名権料について、甲が発行する請求書により、甲が定める納入期限までに納付しなければならない。

3 乙が前項に規定する日までに第1項に規定する金額を納付しないときは、納入期限の翌日から起算し

て支払った日までの日数に応じ、当該契約金に年3%の割合で計算した額を延滞金として甲に支払うものとする。

(サイン、案内看板等の設置)

第7条 乙は、甲と協議の上、対象施設等に愛称のサイン、案内看板等(以下「サイン等」という。)を設置することができる。

2 前項に定めるサイン等の内容(デザインや大きさ等)等、設置場所及び設置方法については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に定めるサイン等の設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

4 第1項に定めるサイン等の所有権は乙に帰属する。

5 本契約の契約期間の終了又は解除した場合は、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。

6 乙が前項の原状回復を行わない場合は、甲が原状回復を行い、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(サイン、案内看板等の管理)

第8条 前条第1項に定めるサイン等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担する。また、サイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙が負うものとする。

(特典の付与)

第9条 甲は、乙への命名権の付与期間中、乙に対し次の各号に掲げる特典を付与する。

(1) 甲は、甲が管理する公式ウェブサイト等を通じて愛称の普及と定着に努めることとし、この場合における費用については、甲が負担する。

(2) 乙は、●●●●●●の命名権を付与されていることの実、その内容、愛称を、乙の管理する媒体(ウェブサイト、出版物等)で表示することができる。

(3) 前号までに定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲乙協議の上、甲が書面により許可した場合に限り、これを認めるものとする。

(知的財産権)

第10条 乙が、本契約の愛称に関して知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。)を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 乙は、愛称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

3 愛称に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用(合理的な範囲の弁護士等の専門家の費用を含む。)を直ちに支払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第4条第1項に定める契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 本契約に定める条項に違反したとき。
- (4) 乙が法令、甲の規則等に違反し、かつ、甲からの是正の勧告に速やかに従わないとき。
- (5) 乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (6) 乙が、ネーミングライツ事業への応募資格を満たさなくなったとき。
- (7) 乙の都合等により、ネーミングライツ事業の継続が困難となったことを理由として甲に契約解除を申し出たとき。
- (8) その他甲が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

2 乙が、前項第7号の規定により本契約を解除するときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書により希望する契約解除日の1ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

(命名権料の返還)

第13条 甲は、前条の規定に基づき、本契約を解除したとき、乙が既に支払った命名権料は返還しないものとする。ただし、前条第1項第8号の規定により、本契約を解除したときには、命名権料の返還について甲乙協議の上、決定する。

(違約金)

第14条 乙は、第12条第1項第6号又は第7号の規定に基づき本契約を解除した場合は、違約金を支払わなければならない。この場合における違約金の額は、甲乙協議の上、決定する。

2 乙は、前項に基づく違約金を指定期日までに支払わないときは、遅延日数につき年3%の割合で計算した額を延滞金として甲に支払うものとする。

(契約変更)

第15条 甲及び乙は、第4条第1項に定める契約期間中、重大な事情の変更が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知し、甲乙誠実に協議の上、契約内容を変更することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議の上、契約内容を変更することができる。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も有効に存続する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位及び本契約から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設置し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(疑義に関する協議)

第18条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(裁判管轄)

第19条 本契約に関する紛争に係る訴訟は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 静岡県静岡市駿河区大谷 836

国立大学法人静岡大学

学長

印

乙 (住所)

(事業者等名)

(代表者名)

印